

PMS 管理ソフトウェアの承認に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
高速船規則検査要領

改正事項

PMS 管理ソフトウェアの承認に関する事項

改正理由

機関計画保全検査（以下、「PMS」という。）に関する現行規定では、PMS を採用する船舶のコンピュータ管理システムに使用されるソフトウェア（以下、「PMS 管理ソフトウェア」という。）については使用承認が要求されていない。しかしながら、本会では、これまで当該ソフトウェアの承認に関する要望があった際には暫定基準に従って個別に審査及び承認を行っていた。

昨今、タンカー等の船舶に対して、傭船者から PMS 管理ソフトウェアについては船級の承認を受けることを要請される場合が多くなっており、これにより当該ソフトウェアの承認の申請が増えてきていることから、今般、当該ソフトウェアの承認要領を定めた。

改正内容

鋼船規則検査要領 B 編附属書 B9.1.3-4.を新設し、PMS 管理ソフトウェアの承認要領を定めた。